

加煙試験の新規追加の背景等

- 「加煙試験」とは、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙感知器の作動試験を行うこと。ガス式加煙試験器は、主に光電式スポット感知器の加煙検査用に使用

■ 我が国の加煙試験器の発煙体はHFC-134aが主流

- ➔ 発煙方法はスプレー式が80%以上を占有
- ➔ フロン（HFC-134a）を使用した加煙試験器のガス使用量は0.8g/回程度（GHG排出量： $0.8\text{g} \times 1,430 = 1.1\text{kg-CO}_2\text{eq}$ ）
- ➔ 例えば延べ面積1,000㎡以上の事務所等の機器点検は6ヶ月に1回

■ 地球温暖化対策におけるフロン類対策の重要性

- ➔ 政府実行計画においてはHFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進策として、エアゾール製品を使用する場合は、安全性に配慮し必要不可欠な場合を除き、非フロン系製品の選択・使用を徹底



「加煙試験（役務）」を新規品目として追加することによる国等の温室効果ガス排出抑制、ノンフロン製品への市場転換促進

加煙試験に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
加煙試験	【判断の基準】 ○ 加煙試験器の<u>発煙体にフロン類が使用されていない</u>こと。 【配慮事項】 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 3 判断の基準の適用については、**平成30年度の1年間は経過措置を設けるものとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっても、特定調達物品等とみなすこととする。ただし、この期間においても、可能な限り発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器を使用するよう努めること。**

